

令和8年度 鳥獣の捕獲等を目的として国有林に入林する者の銃器の使用を制限する区域								
市町村名	国有林名 官行造林地名	森林事務所	林班 (番号、全域)	小班 (番号、全域)	制限する理由	鳥獣保護区等位置図 メッシュ番号	地図	期間
広島市	押手山	広島	30	に2	収穫調査委託実行個所(R8第一次)	A64-2	広島1	～令和9年3月31日
	高松山	広島	31	は、と	治山事業予定箇所(山腹工)	A64-1	広島2	～令和9年3月31日
		広島		は・へ・と・ち・り・ぬ・る・ わ・か・よ・れ・そ	鳥獣保護区			
		広島	32	全域				
	牛田山	広島	40～43	全域	鳥獣保護区	A43-4 A53-2	広島3	
	宇品山	広島	44	全域	鳥獣保護区	A43-2	広島4	
		広島	44	全域	レク森、貸付地、協定の森、一般入林申請			～令和9年3月31日
	笹ヶ丸山	広島	49・51	全域	鳥獣保護区	A62-2 A63-1	広島5	
		広島	50	れ・そ以外				
		広島	50・51	全域	収穫調査委託予定箇所(R8第二次)			～令和9年3月31日
	大下	広島	55	る、わ、か、よ、た	協定の森	A53-3	広島6	～令和9年3月31日
	荒谷山	広島	58	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-3 A53-4	広島7	
	椿原	広島	59	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-4	広島7	
	滑谷	広島	59	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-4	広島7	
	武田山	広島	61	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-2	広島8	
	小堀山	広島	62	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1	広島8	
	影浦山	広島	63	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1 A53-2	広島9	
	鳥越山	広島	63	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1 A53-2	広島9	
	新庄山	広島	64	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-4 A53-2	広島9	
	高峠山	広島	65	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3 A43-4	広島9	
	新山	広島	66	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3	広島9	
	黒谷山	広島	67	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3 A53-1	広島9	
	畑山	広島	68	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1	広島9	
	シャガタケ	広島	68	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A53-1	広島9	
	柚木山	広島	69	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3	広島10	
	鬼ヶ城山	広島	70	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A43-3	広島10	
	可部山官行造林	広島	2～6	全域	鳥獣保護区	A64-3 A74-1	官1	
	恵下谷山	佐伯	212～214	全域	鳥獣保護区	A52-4 A52-3	広島11	
		佐伯	208		R8年度素材生産事業実行個所			～令和9年3月31日
		佐伯	209					
		佐伯	210					
		佐伯	218	へ	収穫調査委託実行個所(R8第一次)			
	根武谷山	佐伯	235	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A62-1 A62-2 A62-3 A62-4	広島12	
	立石山	黒瀬	5	い・は・へ・と・イの一部	鳥獣保護区	A54-2	広島13	
	大谷山	黒瀬	554	は2・は4	林道事業予定箇所(災害改良工事)	A45-3	広島14	～令和9年3月31日
廿日市市	宮島	佐伯	71～93 (全域)	全域	鳥獣保護区	A22-3 A22-4 A32-1 A32-2 A32-4	廿日市1-1 廿日市1-2 廿日市1-3 廿日市1-4	
		佐伯	71～93 (全域)	全域	一般入林、宮島風景林			～令和9年3月31日
	中ノ河山	佐伯	96	い、ろ	鳥獣保護区	A51-1	廿日市2	
		佐伯	96	ろ	猟法禁止区域(くくりわな架設)			
	天徳	佐伯	286	い	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A50-2	廿日市2	

廿日市市	黒打山	佐伯	101	全域	収穫調査委託実行個所(R7翌債)	A40-4 A41-3	廿日市3	～令和9年3月31日
	篠ヶ原山	佐伯	270～271	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A51-1 A51-2	廿日市4	
		佐伯			R8年度素材生産事業予定箇所			～令和9年3月31日
	十方山	加計	247～263	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A60-2 A60-4 A61-1 A61-3	廿日市5-1 廿日市5-2 廿日市5-3	
		加計			巡視等業務委託			～令和9年3月31日
	細見谷	加計	241～246 264～269	全域	鳥獣保護区 猟法禁止区域(くくりわな架設)	A60-2 A61-1	廿日市5-2 廿日市5-3	
		加計			巡視等業務委託			～令和9年3月31日
		加計	241	に1・に2・ほ1・ほ2・イ	立野キャンプ場			
	下山	加計	296～298	全域	鳥獣保護区	A60-2 A61-1 A61-3	廿日市6	
		加計	293～298	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)			
加計		巡視等業務委託			～令和9年3月31日			
立岩	加計	299・300	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A61-1 A61-2	廿日市7		
安芸太田町	島木山	佐伯	233	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A62-2	安芸太田1	
	榎平山	加計	223	い3・い4	段原山国有林外森林整備事業(造林)	A72-3 C02-1 C02-2	安芸太田2-1 安芸太田2-2	5月～3月
		加計	223	い3・い4	造林事業予定箇所			～令和9年3月31日
		加計	225	い1・い2	立木販売予定箇所			
		加計	223～226 228・229	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)			
	滝山	加計	230	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A72-1 A72-2 A72-3 A73-4	安芸太田3	
	一本松山	加計	231・232	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A72-3	安芸太田3	
	筒賀鷹ノ巣山	加計	237	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A61-2	安芸太田4	
	中ノ甲	加計	272～279 291・292	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A70-2 A71-1 A71-3	安芸太田5-1 安芸太田5-2	
		加計			巡視等業務委託			～令和9年3月31日
	横川	加計	288・289	全域	鳥獣保護区	A61-3 A71-1	安芸太田5-1 安芸太田5-2	
		加計		全域	レク森			～令和9年3月31日
		加計	289	全域	予備調査箇所			～令和9年3月31日
		加計	288～290	全域	巡視等業務委託			～令和9年3月31日
加計		猟法禁止区域(くくりわな架設)						
北広島町	尻無	加計	301	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C04-4	北広島1	
	吉ヶ口山	加計	302	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C14-1	北広島2	
	鵜木山	加計	221・222 280～283	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A72-4 A73-3 C02-2 C03-1	北広島3	
		加計	221	い	立木公売予定箇所(分収育林)			～令和9年3月31日
	川平山	加計	227	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C02-1	北広島4	
	下山官行造林	加計	12・13	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C02-1	官2	
		加計			収穫調査業務委託			～令和9年3月31日
		加計	13	い	鳥獣保護区			
		加計	12	い、ろ	収穫調査委託実行個所(R8第一次)			～令和9年3月31日
		加計	13	い、ろ、は、に				
	清水ヶ丸	加計	7	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C13-1 C03-3	官3	
	マツソウ甲官行造林	加計	1	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C13-2 C03-4	官4	
	砂畑官行造林	加計	1	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C03-1 A73-3	官5	
長畑官行造林	加計	4	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	A73-2	官6		

北広島町	小見谷官行造林	加計	2	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C03-2	官7	
	阿佐山官行造林	加計	4	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C12-2	官8	
		加計		い	鳥獣保護区			
	苅尾官行造林	加計	1	全域	猟法禁止区域(くくりわな架設)	C01-2	官9	
		加計			鳥獣保護区			
呉市	休ミ山	黒瀬	21	全域	鳥獣保護区	A24-4	呉1	
	大積山	黒瀬	604	全域	収穫調査委託予定箇所(R8第二次)	A24-4 A34-2 A35-1	呉2	～令和9年3月31日
		黒瀬	573・574	全域	R8年度素材生産事業計画箇所			～令和9年3月31日
		黒瀬	572・576	全域	収穫調査委託実行箇所(R7翌債)			
	野路山	黒瀬	543	ろ	鳥獣保護区	A25-3 A35-1 A35-2 A35-3	呉3	
		黒瀬	530・531	全域	R8年度素材生産事業実行箇所			～令和9年3月31日
東広島市	鷹ノ巣山	三原	501	い、ろ	協定の森	A65-4 A66-3	東広島1	～令和9年3月31日
		三原	502	全域				
		三原	503	い、ろ、は				
	段原山	三原	504	に、ほ	段原山国有林外森林整備事業(造林)	A65-2	東広島2	5月～3月
		三原			巡視委託作業箇所			～令和9年3月31日
	並滝寺山	三原	506	い・ろ・は・と・ち・り・ぬ・イ・ロ	狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域	A55-4	東広島3	
	姥ヶ迫山	三原	516	い・は・に・へ・と・り・ぬ・わ・か	鳥獣保護区	A55-2	東広島4	
	郡宮山	三原	517	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A55-2	東広島4	
		三原		ろ小班	鳥獣保護区			
	西ヶ谷山	三原	547	と、ち	協定の森	A55-2	東広島5	～令和9年3月31日
	杓子谷山	三原	548	い	令和8年度 予備調査箇所	A55-1	東広島6	～令和9年3月31日
	土山	三原	553	と	治山事業予定箇所(溪間工・山腹工)	A45-9	東広島7	～令和9年3月31日
	深山	三原	1038	り1・り2・り3	木頃山国有林外森林整備事業(造林)	A57-3	東広島8	5月～3月
	簗山	三原	1051	全域	鳥獣保護区	A56-2 A57-1	東広島9	
三原市	仏通寺山	三原	1014	そ、お	段原山国有林外森林整備事業(造林)	B50-1	三原1	5月～3月
		三原	1015	ぬ	木頃山国有林外森林整備事業(造林)			
	有松山	三原	1022	は1・は2	段原山国有林外森林整備事業(造林)	B50-3 B50-1	三原2	5月～3月
		三原		は1	巡視委託作業箇所			～令和9年3月31日
	姥ヶ原山	三原	1024	に、ほ2、ら	治山事業実行箇所(溪間工)	A57-2 A57-4	三原2	～令和9年3月31日
		三原	1025	ろ				
	西山	三原	1032	と・ち・る	西山国有林外保安林総合改良整備事業	A57-4 A57-2	三原3	5月～3月
	用倉山	三原	1044・1045	全域	貸付地	A57-1 A57-2	三原4	～令和9年3月31日
		三原	1044	ほ・と・ち・り	西山国有林外保安林総合改良整備事業			5月～3月
	平家山	三原	1064	全域	特定猟具(銃器)使用禁止区域	A47-2	三原5	
福山市	後口山	福山	702	全域	鳥獣保護区	B43-3	福山1	
	鰯掛山	福山	702	全域	鳥獣保護区	B42-4	福山1	
	半坂山	福山	709	る、か	貸付地ほか(宗教施設がある為、人の出入りが多く見られる)	B52-2 B52-4	福山2	～令和9年3月31日
	池阪山	福山	713	全域	貸付地等(設備点検等で人の出入りが多く、住宅地に近い為)	B52-4 B62-2	福山3	～令和9年3月31日
		福山			特定猟具(銃器)使用禁止区域	B52-4 B62-2	福山3	
	久賀山	福山	779	い1・ろ1・に・へ・ち・り1・ぬ1・れ1・れ2	鳥獣保護区	B72-4 D02-2	福山4	
		福山	780	全域				
	藤掛山	福山	781	い・ろ・は・へ・と	鳥獣保護区	D02-2	福山4	
	新元重山	府中	755	全域	R8年度素材生産事業予定箇所	B72-3	福山5	～令和9年3月31日

府中市	木頃山	府中	718	り	嶽山国有林外森林整備事業(造林)	D01-1	府中1	5月～3月
		府中		と	木頃山国有林外森林整備事業(造林)			
	嶽山	府中	722	ろ	段原山国有林外森林整備事業(造林)	B71-3	府中2	5月～3月
		府中		り	嶽山国有林外森林整備事業(造林)			
	上篠原山	府中	734	い	木頃山国有林外森林整備事業(造林)	B71-4	府中3	5月～3月
尾道市	浄土寺山	府中	701	全域	広島県特定猟具(銃器)使用禁止区域	B41-4	尾道1	
		府中		い	貸付地			～令和9年3月31日
	西国寺山	府中	701	全域	広島県特定猟具(銃器)使用禁止区域	B41-4		
世羅町	苦谷山官行造林	府中	2	全域	鳥獣保護区	B71-1	官10	

令和8年度 鳥獣の捕獲等を目的として国有林に入林する者の銃器の使用を制限する区域

[illegible]